

裁判所の保管金の納付は



電子納付が おすすめです！



電子納付 ってなあに？

電子納付とは、保管金をPay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングやATMを利用して裁判所に納付する方法です。

※ Pay-easyの詳細は<http://www.pay-easy.jp/>をご覧ください。

福井地裁ホームページにも電子納付に関するFAQが掲載されているため、ぜひご覧ください◎

いつでも！

忙しい方も大丈夫◎

• 24時間365日、どこからでも納付が可能です。

• 手数料は原則無料です。

※ ただし、金融機関によっては休日・夜間に時間外手数料がかかる場合があります。

便利！

今後何度も裁判手続
を利用する方に◎

• 一度登録すれば全国の裁判所で利用可能になります。



手軽に！

来庁
不要！

手続き簡単◎

• 裁判所への保管金提出書の提出が不要になります。

• 残金はあらかじめ登録した口座に手続不要で還付します。

◆ 注意点 ◆

※ 現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金は、電子納付の対象外です。
電子納付が可能な保管金の詳細については、各担当部署にお問い合わせください。

※ 平日午後5時以降、土・日、祝祭日及び年末年始に手続きされた電子納付は、裁判所において即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。

特に、保釈保証金など、緊急性を要する保管金を電子納付する方は、ご注意ください。

お問い合わせ先

TEL:0776-91-5066 (FAX:0776-22-2236)

〒910-8524 福井市春山1-1-1 福井地方裁判所事務局会計課経理係

受付時間：平日8:30~17:00 (土・日・祝祭日、年末年始を除く)

電子納付の流れ

① まず利用者登録（事前登録）をしてください。

電子納付を利用する場合は、事前に「**電子納付利用者登録申請書**」に必要事項を記入して、最寄りの裁判所の会計担当課にご提出ください（※押印不要。郵送又はFAX可）。
利用者登録すると、「**登録コード**」が付与されます。

- ※ 「登録コード」は一度登録すれば全国の裁判所で利用可能です。
- ※ ただし、2年間使用がないと登録が抹消されますので、ご注意ください。

申請書は裁判所HP

裁判所 電子納付 🔍検索

からもダウンロード可能です！



② 電子納付を希望する旨を教えてください。

保管金を電子納付する旨と、「登録コード」をメモに記載する等して、担当書記官へ申し出たうえ、電子納付に対応した保管金提出書を受領してください。



- ◆ **電子納付を希望します。**
- ◆ **登録コードは〇〇〇〇〇です。**
- メモに記載する等してお申し出ください。


※この申出がないと、裁判所は電子納付に対応した保管金提出書を作成することができません。

③ 電子納付をします。

ペイジーマーク（Pay-easy対応）のあるインターネットバンキング、ATMを利用して、電子納付を行ってください。

その際には、保管金提出書に記載された、**収納機関番号**、**納付番号**、**確認番号**が必要になります。

（◆保管金提出書一部抜粋）

	以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加え、Pay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。			登録コード	1098765
収納機関番号	12345	納付番号	12345-67890-07	確認番号	654321

後日、「保管金受領証書」が裁判所会計課保管金係より郵送されます。

◆ 返還（事件終了時）について ◆

事件が終了した際に残額がある場合には、利用者登録の時にご指定いただいた口座に速やかに返還します。